令和８年度　茨城県一般会計補正予算（第４号）

令和８年度茨城県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,954,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,177,984千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

茨城県知事　　大井川　和　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国庫支出金		千円 162,095,361	千円 1,517,344	千円 163,612,705
	1 国庫負担金	56,765,296	1,517,344	58,282,640
14 繰越金		5,302,576	8,437,090	13,739,666
	1 繰越金	5,302,576	8,437,090	13,739,666
歳入合計		1,372,223,550	9,954,434	1,382,177,984

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 2,022,021	千円 15,246	千円 2,037,267
	1 議会費	2,022,021	15,246	2,037,267
2 総務費		49,639,786	343,355	49,983,141
	1 総務管理費	31,892,995	262,308	32,155,303
	2 徴税費	13,958,745	64,563	14,023,308
	3 市町村振興費	1,640,823	7,144	1,647,967
	5 人事委員会費	153,054	4,075	157,129
	6 監査委員費	179,088	5,265	184,353
3 企画開発費		16,507,301	45,607	16,552,908
	1 企画費	10,070,204	20,684	10,090,888
	2 開発費	5,850,517	17,532	5,868,049
	3 統計調査費	586,580	7,391	593,971
4 生活環境費		19,264,621	71,315	19,335,936
	1 生活文化費	1,845,779	43,892	1,889,671
	2 環境保全費	17,418,842	27,423	17,446,265

5　防災・危機管理費		6,396,136	25,956	6,422,092
	1　防　災　費	5,513,680	25,956	5,539,636
6　保健医療費		146,096,408	225,498	146,321,906
	1　保健医療費	113,535,777	50,144	113,585,921
	2　保健所費	4,276,706	70,339	4,347,045
	3　医　薬　費	12,865,787	64,231	12,930,018
	4　環境衛生費	1,375,844	22,989	1,398,833
	5　公衆衛生費	14,042,294	17,795	14,060,089
7　福　祉　費		96,445,718	145,593	96,591,311
	1　福祉政策費	3,537,002	59,034	3,596,036
	2　生活保護費	5,510,450	1,268	5,511,718
	3　障害福祉費	37,890,844	12,147	37,902,991
	4　長寿福祉費	4,853,506	5,865	4,859,371
	5　児童福祉費	44,653,916	67,279	44,721,195
8　労　働　費		7,592,149	29,533	7,621,682
	1　労働政策費	4,179,742	6,340	4,186,082
	2　産業人材育成費	3,282,632	20,359	3,302,991
	3　労働委員会費	129,775	2,834	132,609
9　農林水産業費		44,449,930	329,385	44,779,315
	1　農　業　費	13,941,296	228,956	14,170,252
	2　畜産業費	2,794,158	39,278	2,833,436
	3　林　業　費	5,850,798	22,138	5,872,936
	4　水産業費	4,692,441	27,774	4,720,215
	5　農　地　費	17,171,237	11,239	17,182,476

10 営業戦略費		7,441,052	42,383	7,483,435
	1 営業企画・広報費	1,124,241	14,586	1,138,827
	2 誘客・販路拡大推進費	4,358,670	15,839	4,374,509
	3 国際ビジネス推進費	1,958,141	11,958	1,970,099
11 立地推進費		14,646,798	19,505	14,666,303
	1 立地推進費	14,646,798	19,505	14,666,303
12 商工費		93,290,561	68,727	93,359,288
	1 産業政策費	86,582,891	34,338	86,617,229
	2 技術振興費	3,243,642	28,977	3,272,619
	3 中小企業費	3,464,028	5,412	3,469,440
13 土木費		103,788,134	218,215	104,006,349
	1 土木管理費	4,631,043	208,229	4,839,272
	3 河川海岸費	21,164,786	3,649	21,168,435
	6 住宅費	4,110,272	6,337	4,116,609
14 警察費		71,790,109	1,574,799	73,364,908
	1 警察管理費	65,173,806	1,574,799	66,748,605
15 教育費		328,951,436	6,799,317	335,750,753
	1 教育総務費	79,665,314	357,040	80,022,354
	2 小学校費	88,217,685	2,793,268	91,010,953
	3 中学校費	49,323,230	1,516,963	50,840,193
	4 高等学校費	64,612,051	1,395,533	66,007,584
	5 特別支援学校費	32,113,534	736,513	32,850,047
歳出合計		1,372,223,550	9,954,434	1,382,177,984

令和８年度　茨城県病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条　令和８年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　本　庁　事　業　費　用	140,736千円	2,995千円	143,731千円
第１項　医　　業　　費　　用	140,731千円	2,995千円	143,726千円
第２款　中央病院事業費用	21,828,360千円	349,528千円	22,177,888千円
第１項　医　　業　　費　　用	21,563,112千円	349,528千円	21,912,640千円
第３款　こころの医療センター事　業　費　用	4,456,237千円	106,643千円	4,562,880千円
第１項　医　　業　　費　　用	4,373,844千円	106,643千円	4,480,487千円
第４款　こども病院事業費用	1,350,419千円	84,583千円	1,435,002千円
第１項　医　　業　　費　　用	1,279,901千円	84,583千円	1,364,484千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文かっこ書中「956,325千円」を「958,038千円」に、「104,634千円」を「102,921千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第４条　予算第９条中「14,370,660千円」を「14,839,931千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦

令和８年度　茨城県水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号中「10,014,191千円」を「10,016,553千円」に、「469,217千円」を「469,670千円」に、「5,057,802千円」を「5,058,330千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　　業　　費　　用	21,117,094千円	34,199千円	21,151,293千円
第１項　営　　業　　費　　用	19,602,536千円	34,199千円	19,636,735千円

（資本的支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「13,601,168千円」を「13,604,511千円」に、「12,873,450千円」を「12,876,793千円」に改める。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　資　本　的　支　出	21,550,798千円	3,343千円	21,554,141千円
第１項　建　設　改　良　費	15,541,210千円	3,343千円	15,544,553千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条第１号中「1,172,262千円」を「1,209,804千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦

令和８年度　茨城県工業用水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号中「433,406千円」を「433,707千円」に、「2,893,138千円」を「2,894,478千円」に、「3,079,922千円」を「3,080,692千円」に、「3,066,014千円」を「3,066,562千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　　業　　費　　用	12,657,328千円	20,021千円	12,677,349千円
第１項　営　　業　　費　　用	12,122,061千円	20,021千円	12,142,082千円

（資本的支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,311,925千円」を「8,314,884千円」に、「7,202,500千円」を「7,205,459千円」に改める。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　資　本　的　支　出	15,461,590千円	2,959千円	15,464,549千円
第１項　建　設　改　良　費	9,472,480千円	2,959千円	9,475,439千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条第１号中「741,842千円」を「764,822千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦

令和８年度　茨城県地域振興事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第１号中「3,551,954千円」を「3,552,180千円」に、「1,267,100千円」を「1,267,356千円」に、「17,306,512千円」を「17,306,818千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　土地造成事業費用	23,943,862千円	948千円	23,944,810千円
第１項　営　業　費　用	23,414,043千円	948千円	23,414,991千円

（資本的支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,815,312千円」を「1,816,100千円」に改める。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　土地造成事業資本的支出	22,731,766千円	788千円	22,732,554千円
第１項　土　地　造　成　費	22,125,566千円	788千円	22,126,354千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条第１号中「57,306千円」を「59,042千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦

令和８年度　茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号中「2,739,816千円」を「2,740,339千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　　業　　費　　用	3,719,823千円	11,674千円	3,731,497千円
第１項　営　　業　　費　　用	3,615,870千円	11,674千円	3,627,544千円

（資本的支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,187,294千円」を「1,187,817千円」に、「955,439千円」を「955,962千円」に改める。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　資　本　的　支　出	3,038,046千円	523千円	3,038,569千円
第１項　建　設　改　良　費	2,739,816千円	523千円	2,740,339千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条第１号中「229,350千円」を「241,547千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦

令和８年度　茨城県流域下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和８年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号中「5,972,338千円」を「5,977,062千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　　業　　費　　用	17,503,745千円	22,738千円	17,526,483千円
第１項　営　　業　　費　　用	17,174,428千円	22,738千円	17,197,166千円

（資本的支出の補正）

第４条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,445,758千円」を「1,450,482千円」に、「1,198,095千円」を「1,201,393千円」に、「44,982千円」を「46,408千円」に改める。

（科　　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支　　出		
第１款　資　本　的　支　出	8,114,362千円	4,724千円	8,119,086千円
第１項　建　設　改　良　費	5,972,338千円	4,724千円	5,977,062千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条中「637,398千円」を「664,860千円」に改める。

茨城県知事　　大井川　和　彦